

大 第 1 0 0 9 号
令和 2 年 4 月 1 4 日

各県内大学設置者 様

兵庫県企画県民部管理局大学課長

新型コロナウイルス感染防止対策の強化について

標記の件について、各県内大学におかれましては、既に一斉臨時休業等、感染防止対策に取り組まれているところですが、昨日開催された「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、さらなる感染防止対策として、特別措置法に基づく事業者への休業要請を行うことが決定されました。

つきましては、この状況を踏まえ、引き続き、臨時休業をはじめとした感染防止対策の取組に、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染防止対策の強化について（要請）
新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等（兵庫県内の事業者宛）
新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（4月13日改訂）

【回答・問い合わせ先】

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県企画県民部管理局大学課

T E L 078(341)7711（内線 2532）

F A X 078(362)3963

(電子メール施行)
教体第1084号
令和2年4月14日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染防止対策の強化について（要請）

このことについて、令和2年4月10日付け教体第1069号で依頼したところですが、昨日開催された「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、さらなる感染防止対策として、特別措置法に基づく事業者への休業要請を行うことが決定されました。

この状況を踏まえ、対策を強化しますので、学校長と教職員のさらなるご協力を要請します。

- ① 登校可能日は、2週間ごとに県全体で見直すこととしているが、それまでの間、学校長の判断で設定しないこともできるとしている。最近の感染状況等を踏まえ、当面2週間は、慎重に対応すること（1～5学区共通）
- ② 教職員に特別休暇の取得を促すとともに、学校運営に支障の生じない範囲で、特別休暇を含めて概ね7割以上を目途に、教職員の在宅勤務を行うこと
- ③ 家庭における学習機会を保障するため、ICTの活用も含めた対策を強化すること
- ④ 児童・生徒の心のケアのために、キャンパスカウンセラーを積極的に活用すること（追加配置は可能）
- ⑤ 児童・生徒の運動不足を解消するため、「三密」を避けながら、ジョギングやストレッチなど適度な運動を促すこと

※前回通知より強化：アンダーライン部分